

当協会の平成17年度 第3 回常務理事・本部長会議に於いて以下の事項が決定されました。

平成17年8月7日

公益財団法人日本テニス協会「JTAテニス ルールブック」の転載、又は複製をする場合は、以下の申請手続きが必要です。

公益財団法人日本テニス協会の許可なく「JTAテニス ルールブック」の転載、又は複製を禁じます。

1. 申請者は、使用目的及びコピー範囲を書面にてJTA 宛に提出する。
許可に当たっては、「本文章はJTA テニスルールブック2012 をJTA の許可を得てコピーしたものです。本文章を他の目的でコピーまたは複製しないようお願いいたします。」と記載してもらうことを条件とする。
2. 転載・複製の許可可否の判断者および許可証の発行者はトーナメント本部長とする。

* 問合せ先：日本テニス協会審判担当者 umpire@jta-tennis.or.jp

* 提出方法：電子メール